

食安基発第 0825001 号  
平成 16 年 8 月 25 日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿  
特別区

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課長

### 次亜塩素酸ナトリウムに酸を混和して使用することについて

標記について、食品添加物「次亜塩素酸ナトリウム」を食品添加物である「塩酸」又は「クエン酸」等の酸と混和して使用する事例等について都道府県等から照会があり、解釈について疑義を生じている向きがあるので、下記の点に留意の上、貴管内関係者に対する周知徹底方よろしく願います。

#### 記

1. 食品添加物「次亜塩素酸ナトリウム」と食品添加物である「塩酸」又は「クエン酸」等をそれぞれ組み合わせて販売すること及び混合して用いることは差し支えない。

なお、食品添加物「次亜塩素酸ナトリウム」と食品添加物である「塩酸」又は「クエン酸」等をあらかじめ混和した水溶液を販売することは、この当該水溶液中で化学反応が生じていると考えられることから、添加物製剤には該当せず、その販売は認められない。

2. また、平成 11 年 6 月 25 日衛化第 31 号厚生省生活衛生局食品化学課長通知「いわゆる電解水の取扱いについて」の 2 において、食品添加物「次亜塩素酸ナトリウム」を希釈したものと同等と取り扱われているいわゆる電解水についても、上記 1 と同様に取り扱うものとする。